

標準スケジュール(除外・編入)

	事務手続き	7月受付	11月受付	3月受付
市	事前相談	6月中	10月中	2月中
	受付締切り	7月末	11月末	3月末
	※受付最終日が閉庁日の場合、その前の開庁日の業務時間内(17時15分)まで。			
	関係団体へ意見照会	8月～9月	12月～1月	4月～5月
	農業振興地域整備促進協議会	9月末	1月末	5月末
	事前協議提出期限 市→県	10月5日まで	2月5日まで	6月5日まで
県	農振制度調整会議地方部会 (部長協議)	11月上旬 (11月中旬～下旬)	3月上旬 (3月中旬～下旬)	7月上旬 (7月中旬～下旬)
	事前協議回答期限 (部長協議)	11月20日 (12月5日)	3月20日 (4月5日)	7月20日 (8月5日)
市	法第11条 公告縦覧及び異議申出期限 (部長協議)	11月下旬～ 1月中旬 (12月中旬～ 2月上旬)	3月下旬～ 5月中旬 (4月中旬～ 6月上旬)	7月下旬～ 9月中旬 (8月中旬～ 10月上旬)
	法第8条 法定協議 (部長協議)	1月下旬 (2月中旬)	5月下旬 (6月中旬)	9月下旬 (10月中旬)
県	法第8条 同意 (部長協議)	2月上旬 (2月下旬)	6月上旬 (6月下旬)	10月上旬 (10月下旬)
市	法第12条 公告 (部長協議)	2月中旬 (3月上旬)	6月中旬 (7月上旬)	10月中旬 (11月上旬)

注意事項

- ・部長協議とは、1ha以上の開発の場合で、県農政部長のこと。
- ・標準的なスケジュールを示したものです。審議の内容によっては1～2か月伸びることもあります。
- ・事前協議で保留となった案件については、一年以内であれば再協議は可能ですが、一年経過したものは、新規扱いとなります。